

## ネパール国際平和協力業務の実施の結果

### 1 経緯

ネパールに関しては、1996年以降、マオイストが国王からの政権奪取を目的とした武装闘争を開始し、ネパール国軍（以下「国軍」という。）との間で戦闘が行われ、1万人以上の犠牲を出す紛争が続いていた。

2006年5月から、ネパール政府（以下「政府」という。）、マオイスト双方の代表団により、累次和平交渉が行われた結果、同年6月、両者の間で国際連合に対し国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視を行うよう要請すること等の8項目の合意が成立した。同年11月8日には、政府とマオイストは、「恒久平和の実現に向けた合意文書」に署名し、2007年6月半ばまでの制憲議会選挙の実施、このために国際連合が国軍及びマオイストの武器及び兵士の管理の監視を行う枠組み等に合意し、同月21日には、紛争終結を含む包括和平合意に署名した。

国際連合安全保障理事会は、政府及びマオイストの要請を受け、2007年1月23日に決議第1740号を採択し、武器及び兵士の管理の監視、制憲議会選挙を実施するための支援等を任務とする国際連合ネパール政治ミッション（以下「UNMIN」という。）を設立した。

我が国に対しては、軍事監視分野における要員の派遣について、国際連合から要請があり、また、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成4年法律第79号。以下「国際平和協力法」という。）に規定する国際平和協力業務を実施するための各要件も満たされていた。具体的には、国際平和協力法第3条第1号に規定する武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があり、受入国及び紛争当事者の国際連

合平和維持活動への同意並びに当該活動の中立性という点に関しては、U N M I N についてそれらが満たされており、また、国際平和協力法第6条第1項に規定する我が国の国際平和協力業務の実施についての紛争当事者及び受入国の同意も得られていた。

これらを踏まえ、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際平和のための努力に対し人的な協力を積極的に果たしていくため、この要請に応分の協力を行うこととした。このため、平成19年3月27日、「ネパール国際平和協力業務の実施について」及び「ネパール国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成19年政令第106号）」の閣議決定を行い、同月30日にネパール国際平和協力隊を設置した。その後、U N M I N の活動期間の延長を受け、ネパール国際平和協力隊の派遣期間も当初平成20年3月31日までとなっていたものを本年3月31日まで延長した。

我が国は、以上の経緯をもって、軍事監視分野における国際平和協力業務を実施した。さらに、連絡調整要員を併せて現地に派遣し、我が国のU N M I N に対する協力を円滑かつ効果的に行うための連絡調整の分野における国際平和協力業務を実施した。

## 2 ネパール国際平和協力業務の実施の結果に関する事項

### (1) 軍事監視業務の概要

U N M I N 軍事監視部門（以下「軍事監視部門」という。）は、2008年5月まで、ネパールの首都カトマンズを中心に5つのセクターで構成されていたが、同年6月に3つのセクターに統合され、さらに同年7月、セクター制が廃止されて以降、カトマンズを拠点に約70名の要員が活動していた。軍事監視部門は、マオイストの武器及び兵士の登録

作業を行い、続けて、登録された兵士の認証作業を行った。その結果、登録された武器は、約 3, 500 点、認証された兵士は、約 20, 000 名であった。

石橋克伸 1 等陸佐（派遣当時は、2 等陸佐）以下計 6 名の軍事監視要員（以下「第 1 次要員」という。）は、国際平和協力本部による研修を経て、平成 19 年 3 月 30 日に本邦を出発、同月 31 日にネパールに到着し、UNMIN から約 1 週間のブリーフィングを受け、4 月 10 日から 18 日までの間に東部セクター、中部セクター及び中西部セクターにそれぞれ 2 名ずつ配置された。

第 1 次要員は、各国要員混成の数名でチームを作り、国軍施設やマオイストキャンプの宿舎での居住を含め、各セクター司令部及び国軍施設とマオイストキャンプ（周辺のサテライトキャンプを含む。）において、1 週間程度のローテーションにて武器及び兵士の管理の監視業務を行い、平成 20 年 3 月 18 日に帰国した。

浅野正尚 2 等陸佐以下計 6 名の軍事監視要員（以下「第 2 次要員」という。）は、国際平和協力本部による研修を経て、平成 20 年 3 月 7 日に本邦を出発、同日にネパールに到着し、第 1 次要員から業務の引継ぎを受けつつ、UNMIN から約 1 週間のブリーフィングを受けた。第 2 次要員は、3 月 19 日までに東部セクター、中部セクター及び中西部セクターにそれぞれ 2 名ずつ配置され、第 1 次要員と同様の業務を実施した。その後、同年 7 月のセクター制廃止に伴い、第 2 次要員はカトマンズを拠点に、カトマンズの UNMIN 本部と国軍施設及び各地のマオイストキャンプ（周辺のサテライトキャンプを含む。）において業務を行い、平成 21 年 3 月 23 日に帰国した。

遠藤祐一郎 2 等陸佐以下計 6 名の軍事監視要員（以下「第 3 次要員」

という。)は、国際平和協力本部による研修を経て、平成21年3月13日に本邦を出発、同月14日にネパールに到着し、第2次要員から業務の引継ぎを受けつつ、UNMINから約1週間のブリーフィングを受けた。第3次要員は、カトマンズを拠点に、カトマンズのUNMIN本部と国軍施設及び各地のマオイストキャンプ(周辺のサテライトキャンプを含む。)において業務を行い、昨年3月31日に帰国した。

白川智章2等陸佐以下計6名の軍事監視要員(以下「第4次要員」という。)は、国際平和協力本部による研修を経て、昨年3月21日に本邦を出発、同月22日にネパールに到着し、第3次要員から業務の引継ぎを受けつつ、UNMINから約1週間のブリーフィングを受けた。第4次要員は、第3次要員と同様に、カトマンズを拠点に業務を行い、UNMINの任務終了に伴い、本年1月18日に帰国した。

## (2) 連絡調整業務の概要

関係省庁(内閣府及び防衛省)から派遣された連絡調整要員は、我が国のUNMINに対する協力を円滑かつ効果的に行うため、国際平和協力本部による研修を経て、平成19年3月30日以降、逐次業務に従事した。連絡調整要員は、カトマンズに最大6名配置され、派遣先国政府当局その他の関係機関と軍事監視要員との連絡調整業務に従事し、本年2月11日までに全員帰国した。

## 3 まとめ

UNMINは、武器及び兵士の管理の監視、制憲議会選挙の実施支援等を任務として設立された。制憲議会選挙は、当初、2007年6月に実施される予定であったが、選挙関連法の制定の遅れ等の技術的理由や政治情

勢等の影響により、二度にわたり延期された後、2008年4月10日に実施され、マオイストを第一党とする新政権が誕生した。

制憲議会選挙終了後、王制が廃止され連邦民主共和制に移行するなどネパールの和平プロセスは一定の進展を見せたものの、国軍とマオイスト兵との統合問題等の課題が残された。2008年10月、国軍とマオイスト兵との統合問題に関する特別委員会（以下「特別委員会」という。）の設置が決定され、2009年1月の第1回会合で、6か月以内の統合・社会復帰完了を目指したワークプランの作成等が決定されたものの、同年5月、国軍参謀長の去就をめぐる対立の結果、政権が交代し、その活動は事実上中断した。同年7月からマオイストの非認証兵士の除隊プロセスの開始が発表され、昨年1月には、マオイストを含む主要政党の幹部が和平プロセスに関する協議を行うための枠組みが構築され、特別委員会が再開した。同年2月、非認証兵士の除隊作業は完了したが、統合・社会復帰の具体的な方針については、依然としてマオイストと与党との間で見解の隔たりがある。

新憲法制定については、昨年5月28日に公布することを目指して作業が行われていたが、同日までに作業が完了せず、首相の早期辞任等を条件として制憲議会の設置期間を本年5月28日まで延長することとなった。その後、昨年6月に、2009年5月の政権交代から1年余りで首相が辞任を表明した。

こうした情勢を踏まえ、UNMILNの活動期間も逐次延長されてきたが、昨年9月、政府からの要請を受け、国際連合安全保障理事会は、UNMILNの活動期間を本年1月15日まで延長し、同日をもってUNMILNの任務を終了することを決定した。同年1月14日、国際連合安全保障理事会は、UNMILNの任務完了に関する議長声明を発出し、UNMILNは同月

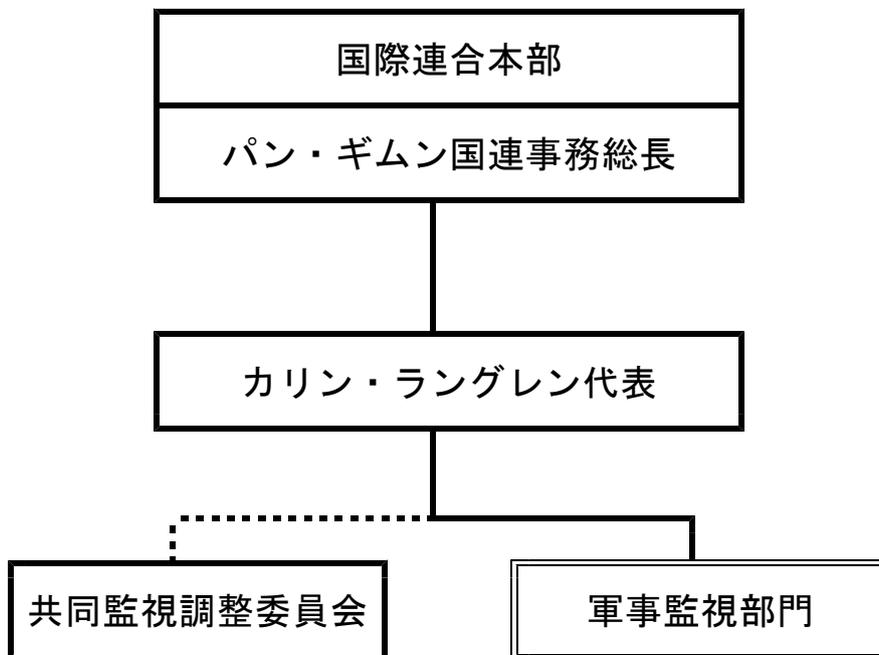
15日をもって任務を終了し撤収した。このようなネパールの和平プロセスにとって重要な時期に、我が国としてもUNMINの活動に対して協力をなし得たことの意義は大きい。

我が国の軍事監視要員は、過酷な気象条件を含め厳しい環境の中、約70名という小規模なミッションにおいて、UNMIN設立当初から約3年10か月の間継続して6名、延べ24名が勤務し、その正確かつ真摯で規律正しい仕事振りは、国際連合、政府等幅広い関係者から高い評価を受けたところである。

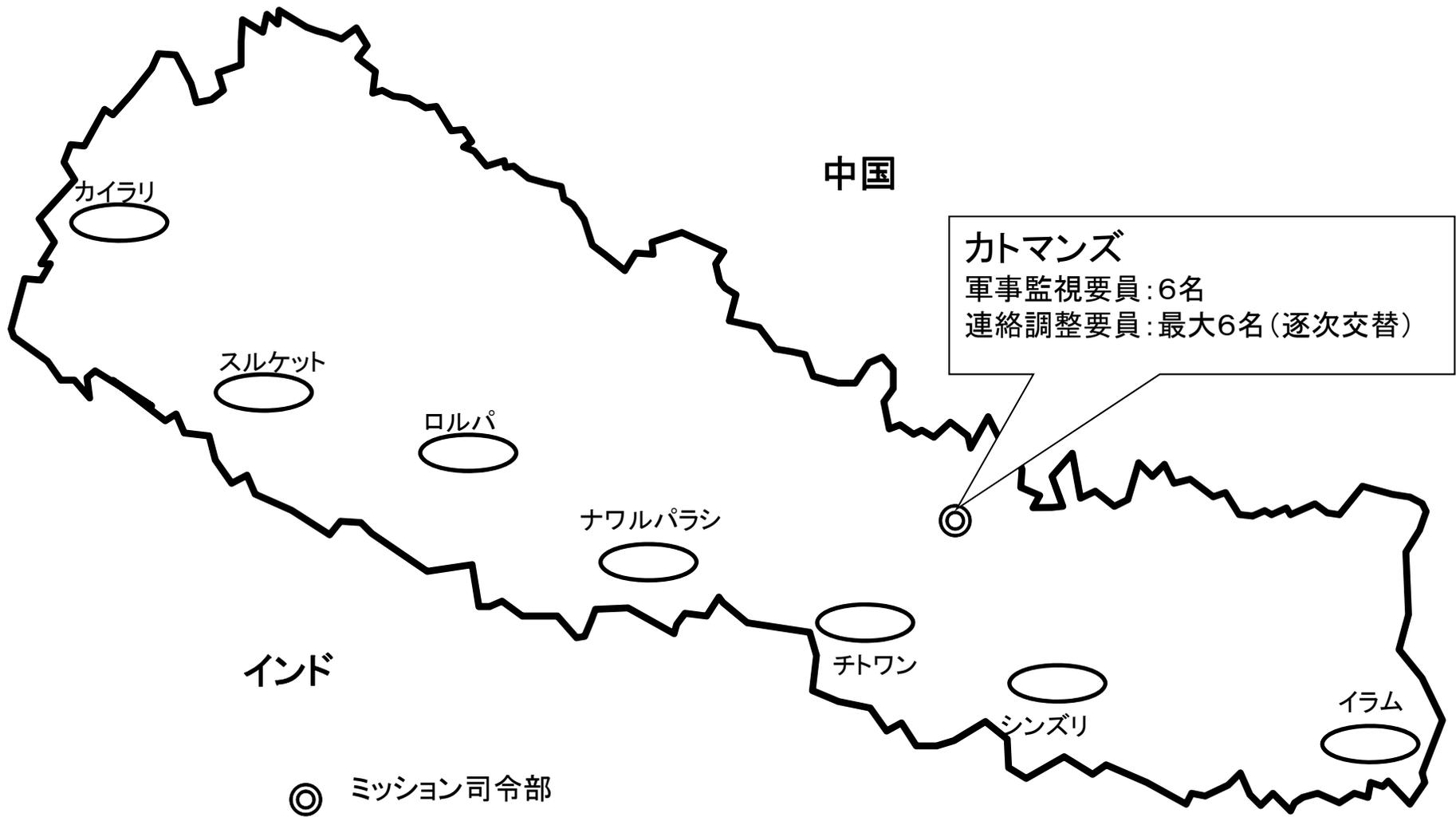
UNMINの活動終了後の本年1月22日、マオイスト兵が特別委員会の指揮下に移管され、本年2月3日、新首相が制憲議会において選出された。今後、マオイスト兵の統合・社会復帰問題の解決を含む和平プロセスの更なる進展が期待されるところである。

今回のネパール国際平和協力業務では、我が国軍事監視要員が、国軍施設と国内7か所のマオイストキャンプへ個人単位で派遣され、他国の要員と混成でチームを編成し、活動した。政府としては、これらの貴重な経験を今後の業務にいかすことが肝要と考えており、国際平和協力法に基づく活動に関しては、今後とも、国民の理解と支持を得つつ進めていくこととしたい。

## UNMINの概要



(注) 二重線は、我が国要員が配置された部門



◎ ミッション司令部

○ マオイストキャンプが存在する郡

(参考2)